

# 広島大学創発的次世代 AI 人材育成・支援プロジェクト 募集要項

(2026 年 4 月及び 10 月支援開始分)

広島大学では、科学技術振興機構「次世代AI人材育成プログラム」の実施機関に採択されたことに伴い、博士課程後期学生が安心して研究に集中できる環境を整え、今後さらなる発展が期待されるAI技術により社会課題を克服することで、我が国が目指す未来社会(Society5.0)の実現に貢献し、次世代 AI 分野で活躍する博士課程後期学生を支援・育成し、羽ばたかせることを目的として、「広島大学創発的次世代 AI 人材育成・支援プロジェクト」を創設し、支援対象となる学生(以下、「次世代 AI フェロー」という)を募集します。

**本プロジェクトでは、単に研究上で既存の AI 技術を活用するというものではなく、Society5.0 の基盤となる技術としての AI の開発と独創的な活用提案を通して、社会課題の解決に資するイノベーションを創出し、Society5.0 の実現に貢献する人材を求めます。**

採択される次世代 AI フェローは、「広島大学 AI・データイノベーション教育研究センター」(以下、AIDI センターとする)の AI 部門研究員の研究室にも所属し、各研究科の指導教員と合わせて、二人主指導教員体制となります。このことから、AI 部門研究員の研究分野とマッチする研究内容でなければ採択されません。AI 部門研究員の研究分野については次のページを確認してください。

→ AIDI センターホームページ <https://aidi.hiroshima-u.ac.jp/department/ai/>

また、各研究科の指導教員にも影響する次の義務の履行が必須となりますので、指導教員と綿密な相談のうえ、申請をしてください。

(次世代 AI フェローの義務)

二人の指導教員と次世代 AI フェローの三者による頻繁な研究打ち合わせ
-------------------------------------

AIDI センターが主催する研究進捗度を確認する発表会への参加
---------------------------------

支援期間中の AI 研究に関する学会発表や論文発表
---------------------------

採択した次世代 AI フェローには、研究専念支援金(生活費相当額)および研究費を支給するとともに、トランスマラブルスキルの習得、キャリア開発・育成に係る様々な取組を実施する予定です。

また、次世代 AI フェローが自らの専門領域を超えて交流・連携し合う創発の場として「HU SPRING」を設置し、社会課題の解決や、世界平和実現にどのようにアプローチしていくかをディスカッションする場を提供します。

## 1. 募集人数

研究科	課程	専攻	プログラム	対象学生	人数
全ての研究科・研究院	博士課程後期又は4年制の博士課程	全ての専攻	全てのプログラム	・2026年4月又は10月に、本学の博士課程後期又は4年制の博士課程に入学予定の者。	【2026年4月又は10月支援開始】若干名

## 2. 応募資格

次の(1)~(4)をいずれも満たす者

(1) 支援開始時に、広島大学の大学院博士課程後期又は4年制の博士課程に在学している者で、上記“対

- 象学生”に合致する者。ただし、標準修業年限を超えて在学している者及び休学(※)している者を除く。
- ※出産・育児・疾病・留学等により休学する者については、個別の事情を考慮して別途判断する。
- (2) 支援を開始する年の1月～12月の収入が240万円以上となることが見込まれない者(給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、インターンシップの給与・報酬、RA・TA、アルバイト等による収入は含まない。)
- (3) 支援開始時に、日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。
- (4) 本プロジェクトと支援期間が重複し、他の奨学金等との併給が不可とされる地方公共団体・民間団体等の奨学金を受けておらず、申請中でもない者。

※別途募集している「広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム」または「広島大学グローバル博士フェローシップ制度」への併願は可とします。本プロジェクトと重複して採用となつた場合は「広島大学創発的次世代 AI 人材育成・支援プロジェクト」へ優先的に採択します。複数制度に重複して採択されることはありません。

### 3. 応募方法

※12月10日及び12日に応募者説明会を開催後、12月15日(月)9:00～1月5日(月)17:00(日本時間)が申請書提出期間となります。説明会に関して詳しくは[こちらから](#)。

＜オンライン申請フォーム＞: [Google Form](#)

【12月15日(月)9:00から申請可能】

※フォーム申請には Google アカウントとパスワードの認証が必要です。ログイン画面が表示された場合には、ご自身の Gmail アドレスを入力してください。(※広大メールではありません)

- \* 必ず PDF 形式で保存した応募書類をアップロードしてください。
- \* 応募書類は、カラー・モノクロいずれでも可
- \* 応募書類は、必ず本プログラムの指定様式を変更せずに用いること(各項目の指定ページ数も厳守すること)。指定様式以外で応募した場合、ならびに指定ページ数を超過している場合は、審査に付されないことがあります。
- \* 応募書類の「チェックシート」も記入・提出が必須です。チェックシート不備の場合は、審査に付されないことがあります。
- \* 応募書類の差し替えは原則、できません。提出する書類に誤りのないことを確認のうえ、提出をしてください。
- \* 応募書類の「推薦及び同意書」は、指導教員に署名及び押印いただき、スキャンしたものをデータでご提出ください。
- \* オンライン申請フォームからの応募が難しい場合、メール本文に“フォーム利用が難しい理由”を記載のうえ、問い合わせ先のメールアドレスまでお問い合わせください。

＜動画提出クラウド＞:Proself

<https://share.huc.hiroshima-u.ac.jp/public/6nZpghlO74SJmhU2G1TV9bN-BvQMHkjClmcQBivbxJKu>

- \* 必ず MP4(.mp4)形式で保存した動画をアップロードしてください。
- \* ファイル名は必ず「氏名」(例. 広大 太郎.mp4)としてください。
- \* 動画での発表内容には以下を含めて、10分以内に収めてください。
  1. 研究概要(これまでの研究と博士課程後期の研究計画)
  2. AI の開発及び活用を通して、どのように社会課題の解決に資するイノベーションを創出し、Society5.0 の実現に貢献するか。
- \* 動画内容は、適宜パワーポイントなどを使用して説明するなど、わかりやすい動画構成としてください。

\* 動画は日本語または英語で説明の上、申請者の姿が見え、声が聞こえる形で撮影をしてください。(機械音声は使わないようにしてください)

#### 4. 応募締切

**2026年1月5日(月) 17時(日本時間)**

\* いかなる理由があっても、締切後の申請は受け付けません。応募書類の作成や申請フォームの入力に時間がかかることを想定して、計画的に応募してください。

\* 締切が近づくと問い合わせが集中し、問い合わせへの回答に時間がかかります。計画的に応募書類の作成を行い、疑問点があれば早めに問い合わせをしてください。なお、よくある質問については、以下に掲載していますので、問い合わせ前にまずはこちらをご確認ください。

<よくある質問>

\* 12月27日(土)～1月4日(日)は、大学は休業期間となります。この期間は問い合わせ等への回答はできませんので、ご注意ください。

#### 5. 選考方法及び選考結果

審査は提出のあった書面及び動画において行い、AIDIセンター研究員に、外部有識者を加えた次世代AI人材審査委員会にて採択者を決定します。

選考結果については、2026年3月末日までに、応募者全員にe-mailにて通知する予定です。(定員の充足状況により、後日、追加採択の可能性があります。その場合は、別途、e-mailにて連絡します。)

なお、選考においては、本フェローシップ事業の目的である「AIの開発及び活用を通して、社会課題の解決に資するイノベーションを創出し、Society5.0の実現に貢献する人材となること」を特に重視しますので、ご留意ください。

なお、採否理由などの問い合わせには一切回答できませんので、予めご了承ください。

**また、採択者においては、過去の申請書等との類似性をチェックし、不正があった場合には採択を取り消します。**

#### 6. 採択後の支援内容及び注意事項

- (1) 支援内容に関しては、別紙＜広島大学創発的次世代AI人材育成・支援プロジェクトによる支援の概要＞をご覧ください。
- (2) 採択予定となった場合でも、本学へ入学されない場合は正式な採択とはなりません。博士課程後期への入学・進学に向けての出願など手続きは、入学を希望する研究科などに確認のうえ、別途行ってください。
- (3) 入学時期を延期した場合には、採択は取消となります。
- (4) 採択者には、入学後にガイダンス資料を、広島大学オンライン学習支援システム(Moodle)にて共有いたしますので、そちらも必ずご確認ください。

#### 7. 問い合わせ先

広島大学大学院次世代AIフェローシップ申請窓口(グローバルキャリアデザインセンター)

e-mail: [fellowship@office.hiroshima-u.ac.jp](mailto:fellowship@office.hiroshima-u.ac.jp)

※問い合わせはメールでお願いします。

## <広島大学創発的次世代 AI 人材育成・支援プロジェクトによる支援の概要>

### 1. 次世代 AI フェローへの支援

次世代 AI フェローには、以下の(1)～(4)の内容で支援が行われます。

- (1) 生活費相当の研究専念支援金として、入学から最大 3 年間(4 年制課程の場合は 4 年間)(※)、月額 25 万円を原則として 5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月に 2 か月分を支給します。支給日の詳細は採択決定後にお知らせします。  
※標準修業年限を超えて在籍する場合は、支援が打ち切られます。なお、出産・育児・傷病・留学等によって休学した場合等で支援の中止・延長が必要となった場合は、事情を確認して個別に判断します。
- (2) 研究専念支援金は、雑所得として課税対象となり、次世代 AI フェロー自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。  
また、現在、扶養義務者(親等)の被扶養者となっている場合は、研究専念支援金の需給によって扶養対象から外れる可能性があります。研究専念支援金が税法上雑所得として扱われるなどを扶養義務者(親等)に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問い合わせてください。
- (3) 研究費として、次世代 AI フェローの決定年度以降、入学から 3 年(4 年制課程の場合は 4 年)を上限として、年額 90 万円以内を配分します。なお、支援期間が 6 か月以下である年度の研究費の額は、45 万円以内を上限とします。
- (4) 留学生については、支援を開始する月の初日に本学のキャンパスに通学できない場合は、本学のキャンパスに通学できるようになった日の翌月(当該日が月の初日の場合は同月)から支援を開始します。また、支援開始後、学業や研究によらない私用での一時帰国により日本国内に完全に不在となる月の研究専念支援金は支給されません。

### 2. 次世代 AI フェローの義務

次世代 AI フェローは、支援を受けるにあたって、以下の(1)～(10)の義務を履行するものとします。

- (1) 毎年度 1 年間の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。
- (3) 研究活動の状況を定期的に大学に報告すること。
- (4) 各種調査に協力すること。特に本学修了後 10 年間のキャリアに関する追跡調査に必ず協力すること。
- (5) 「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」に基づき、必要な研究倫理教育を確実に受講すること。
- (6) 次世代 AI フェローのキャリア開発等のために「HU SPRING」が実施する取組や HIRAKU—PF で案内する活動等に参画すること。  
特に「HU SPRING "3QUESTIONS" ~未来への 3 つの問い合わせ~」は必ず参加し、「未来博士 3 分間コンペティション」にも積極的に参加すること。
- (7) ジョブ型研究インターンシップにアカウント登録を必ず行うこと。
- (8) 2 人の指導教員による指導の下で、専門分野と AI 開発・応用のバランスをとりながら研究を遂行すること。
- (9) AIDI センターが主催する研究進捗度を確認する発表会へ参加すること。
- (10) 支援期間中に AI 研究に関する学会発表や論文発表を行うこと。

### 3. 次世代 AI フェローの取消

次世代 AI フェローが以下の(1)～(8)のいずれかに該当した場合は、次世代 AI フェローの採択を取り消し、研究専念支援金の支給および研究費の配分を中止します。

- (1) その年の1月から12月までの間に一定の収入(年240万円以上)がある場合。その収入は、給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有給のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含みません。
- (2) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。
- (3) 研究計画の遂行状況または次世代AIフェローとしての義務の履行状況が不十分と認められる場合。
- (4) 本人から辞退の申し出があった場合。
- (5) 休学した場合。ただし、出産・育児・疾病・留学等の場合は、支給を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断します。
- (6) 退学した又は除籍となった場合。
- (7) 応募書類で重大な虚偽記載があった場合や、応募資格を満たしていないことが判明した場合。(この場合は、支給した研究専念支援金の支給および研究費の全額返還を求めます)
- (8) その他大学が取り消すべき事由があると判断した場合。

#### **4. 研究専念支援金・研究費の返還**

早期修了や支援の取消等により支援期間が短縮される場合、支援終了時点で研究専念支援金の支給を停止し、超過して支給している場合には、超過額を返還していただきます。また、原則、研究費についても、支援期間を短縮した月数に応じて按分した金額を返還していただきます。

#### **5. その他**

- (1) 研究活動に支障がない範囲で、TA、RA等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。
- (2) 次世代AIフェローに採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。
- (3) 応募書類に記載されている個人情報、ならびに必要に応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考及び受け入れ準備、教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。